

社会福祉法等の一部改正による介護保険の主な変更点について

1. 介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止、研修の見直し等に関する事項

介護支援専門員の更新制は、5年ごとの更新の際の研修の機会を通じて専門知識の向上を図るために法定化されたもので、介護支援専門員証の有効期間の更新により研修の受講を担保しているものである。利用者にとって適切な介護サービスの提供のため、研修を通じた資質の確保・向上が重要である一方で、時間的・経済的負担が大きいとの声があるところ、介護支援専門員の資質の確保・向上を前提としつつ、可能な限り負担の軽減を図る。具体的な見直し内容は以下のとおりである。

(1) 資格更新制の廃止

5年ごとに研修受講を条件としていた介護支援専門員の更新制及び介護支援専門員証の有効期間を廃止する。これにより、更新研修を未受講であることを理由に直ちに資格を失い、業務ができなくなるといった取扱いがなくなる。

(2) 研修制度の見直しと負担軽減

専門職としての継続的な資質向上のための研修受講は引き続き求められており、任意のタイミングでの分割受講の導入及び研修時間の短縮により負担軽減を図る。さらに国が一元的な教材作成や、オンライン受講等の運用上の見直しを行うことで、研修の質の均衡化と負担軽減を両立する。

(3) 事業者の配慮義務

ケアマネジャー本人に加え、事業者に対しても従事するケアマネジャーが研修を受けるための必要な措置を講ずることが義務化される。

2. 特定地域サービス・特定地域居宅サービス等事業の創設

高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中山間・人口減少地域においては、介護人材や専門職の確保が困難である。必要なサービスを維持するため地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを設ける。

(1) 特定地域サービスの新設

地域の実情に応じ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等の配置基準の弾力化や、月単位の定額報酬といった包括的な評価の仕組みの導入が可能となるよう、特例介護サービスに新たな類型を創設する。

(2) 特定地域居宅サービス等事業の創設

こうした給付による特例の仕組みを活用してもなおサービス提供体制の維持が困難なケースに対応するため、市町村が「地域支援事業」として介護保険財源を活用して、給付に変えて居宅サービス等を実施可能な仕組みを創設する。

3. 有料老人ホームに係る見直しについて

有料老人ホームには「介護付きホーム」と「住宅型ホーム」の2種類が存在している。近年、多様な介護ニーズの受け皿としてその重要性が増大するなか、中重度の要介護者の増加など両者は機能的に近接する一方、制度上の均衡確保が課題となる。また、住宅型ホームにおいて介護サービスの提供への関与が想定されていない一方で、実態は併設、隣接する介護サービス事業所等への限定・誘導などにより、入居者の主体的な介護サービスの選択が制約され、過剰な介護サービスが提供される事例（＝いわゆる「囲い込み」）など、自立支援・重度化防止によつての課題が顕在化していることから見直しを行うもの。

（1）登録制度の導入

中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームを対象に、都道府県等への登録制度が導入され、運営・人員に係る基準及び利用者保護に関する規制が導入される。

（2）登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設

登録された住宅型ホームの入居者に対し、ケアマネジャーがケアプラン作成と地域生活相談を包括的に提供する新たな相談支援類型が新設される。なお、介護付きホームと同様、原則1割の利用者負担が発生する。

（3）独立性・透明性の担保（囲い込み対策）

特定の事業者のサービス利用をホームへの入居条件とすることを禁止するなど、ホームとケアマネジャー（相談支援）や介護サービス事業者間の独立性を確保する措置が新たに導入される。

4. 介護保険事業（支援）計画の見直し

今後、地域のサービス需要が変化していくなかで、2040年の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。医療と介護の連携という観点も含め、2040年に向けて、都道府県と市町村が共通の課題認識をもち、広域的な議論を行い必要な取り組みを進める。

（1）中長期推計の必須化

市町村、都道府県が策定する介護保険事業計画・支援計画の記載事項に「介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組」等を追加し、2040年に向けて地域医療構想とも連携しながら地域の介護サービス提供体制など地域課題の解決を図る。

（2）人材確保・経営改善の義務化

人材確保・生産性向上・経営改善に向けた都道府県の取組内容や目標について、都道府県が策定する介護保険事業計画の必須記載事項に加える。

5. その他改正事項について（利便性向上と事務の効率化）

（1）電子資格確認の導入

介護保険被保険者証について、介護情報基盤の本格運用開始（令和 10 年 4 月 1 日）に向けて、電子資格確認を導入するとともに、要介護者等以外について資格喪失時の返還義務をなくすなどの事務の簡素化・利便性向上を図る見直し等を行う。

（2）要介護認定等の申請代行の拡大

業務効率化の観点から、従来代行が認められていなかったケアマネジャーの配置が指定基準となっているグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても申請代行を可能とする。

（3）夜間対応型訪問介護の廃止（統合）

大都市部等での介護ニーズ増加を見据え、「夜間対応型訪問介護」を廃止し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」へ統合する。

（4）特定福祉用具販売に係る見直し

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入を踏まえ、特定福祉用具販売の事業者の質の確保の観点から、特定福祉用具販売等に要する費用の額について所要の措置を講ずる。